

平成 23 年度
変更事業計画書

財団法人 前川報恩会

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財 2 億円を基金として拠出し、昭和 42 年 12 月に設立致しました。その後、前川正雄が先代の意思を受け継ぎ、当財団の理事長となり、総資産約 38 億円より生じた果実を助成の原資として学術振興および社会福祉の充実を目的とする助成事業を毎年継続的に行ってきました。

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災の影響により、少しずつ上向いてきた日本経済は再度落ち込み、当財団にとって唯一の収入源である利子配当についても、金融環境の停滞から厳しい状況が続いております。しかし、このような未曾有の国難に直面した時こそ公益事業の一端を担う財団法人として被災地支援を行っていかねばならないと考えます。そこで、以下に示す事業計画に基づいて補正収支予算により追加した事業を推進させてまいります。

II. 平成 23 年度事業計画

1. 寄付行為第 4 条 1 号にかかる助成事業

(1) 助成対象者

広く自然科学の研究に従事する者で、①とりわけ福祉につながる自然科学の発展、特に環境・エネルギー・食糧問題等の研究に従事する者、及び②環境・社会・組織・人それぞれの相互不調和に起因するとみられる社会的病理の解明に寄与することを目的とする研究に従事する者を対象とする。

なお、選考に当たっては、上記内容について直接的な関連性の認められる研究に従事する者のみならず、より大きな社会的貢献に繋がると考えられる研究に従事する者についても広く助成対象者として、公募を行う。

(2) 総額

1,200 万円以内とする。

(3) 募集方法

平成 21 年 4 月に開設した当財団ホームページにおいて応募を受け付けるほか、公益財団法人公益法人協会の共同サイト及び関連雑誌等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

(4) 実施時期

- ・募集期間：平成 23 年 4 月 1 日～4 月 30 日
- ・選考委員会：平成 23 年 5 月 20 日
- ・最終決定：平成 23 年 6 月開催の理事会
- ・通知及び交付：平成 23 年 7 月中

2. 寄付行為第4条2号にかかる助成事業

(1) 助成対象者

社会福祉の発展向上のため、①心身に障害のある方々、及び②それらを援護する施設を対象とする。

なお、助成対象施設の選考に当たっては、規模の大小に関わらず将来的にみて社会福祉の増進によりいっそう貢献すると認められるものを対象として、公募を行う。

(2) 総額

300万円以内とする。

(3) 募集方法

従来どおり、各自治体からの候補施設の推薦を受け付けるほか、当財団ホームページ及び公益財団法人公益法人協会の共同サイトや関連雑誌等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

(4) 実施時期

- ・募 集 期 間：平成23年4月1日～4月30日
- ・選 考 小委員会：平成23年5月20日
- ・最 終 決 定：平成23年6月開催の理事会
- ・通知 及び 交付：平成23年7月中

3. 寄付行為第4条3号にかかる助成事業

該当なし。

(理由)

将来的には当該事業を行う予定であるが、より公益性の高い事業となるように実施方法の詳細について現在調査研究中である。よって、本年度は当該事業を行わない。

4. 寄付行為第4条4号にかかる助成事業

該当なし。

(理由)

将来的には当該事業を行う予定であるが、より公益性の高い事業となるように実施方法の詳細について現在調査研究中である。よって、本年度は当該事業を行わない。

Ⅲ. 追加された事業計画

1. 寄付行為第4条1号にかかる助成事業

(1) 助成対象者

被災地支援を行うために追加募集を行うので、被災された研究者及び震災復興から新たな基盤の構築に寄与する研究を行う者のうち、以下の2つに該当する者を対象とする。

- ① 広く自然科学に関する研究のうち、特に環境・エネルギー・食料問題など、とりわけ福祉の増進に繋がると認められる研究
- ② 環境・社会・組織・人それぞれの相互不調和に起因するとみられる社会的病理の解明に寄与することを目的とする研究

(2) 総額

2,300万円以内とする。

(3) 募集方法

平成23年度学術研究助成において不採択となった研究者に対して、研究内容が被災地支援となるものであり、復興支援のために活用する意思がある研究ならば追加募集に応募するよう呼び掛けるほか、募集要綱を当財団ホームページに掲載するのみならず、大学や学会等の研究機関に対して募集要綱を配布し被災地支援を考えている研究者の応募を促す。

(4) 実施時期

- ・募集期間：平成23年7月末
- ・選考委員会：平成23年8月上旬
- ・最終決定：平成23年8月上旬
- ・通知及び交付：平成23年8月中旬

2. 寄付行為第4条2号にかかる助成事業

(1) 助成対象者

社会福祉の発展向上のため、心身に障害のある方々を援護する施設を対象とする。

なお、今回の補正収支予算による追加募集は東日本大震災による被災地支援のために行われるものであるため、震災の影響が大きかった岩手県・宮城県・福島県を中心とする被災地にある施設に限定する。

(2) 総額

1,200 万円以内とする。

(3) 募集方法

従来どおり、各自治体からの候補施設の推薦を受け付けるほか、当財団ホームページ及び公益財団法人公益法人協会の共同サイトや関連雑誌等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

(4) 実施時期

- ・募 集 期 間：平成 23 年 10 月
- ・選 考 小委員会：平成 23 年 11 月上旬
- ・最 終 決 定：平成 23 年 11 月上旬
- ・通知 及び 交付：平成 23 年 11 月中旬

以 上